

特定非営利活動法人 Lani 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Lani という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者・子ども・高齢者に対し日常生活及び社会生活を総合的に支援し、日常生活の困難さや就労機会の不足の改善や解決を図り、障がい者・子ども・高齢者の QOL の向上と、どんな方でも住みやすい社会づくりの増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (10) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (11) 子ども食堂運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 5 人以下

(2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日に始まり翌年 1 0 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 磯田 有美

理事 大井 博仁

同 東山 光輝

監事 竹内 紗希

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年10月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 5,000 円 年会費 5,000 円

(2) 賛助会員 入会金 2,000 円 年会費 2,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Lani

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	イソダ ユミ 磯田 有美		有
理事	オオイ ヒロヒト 大井 博仁		無
理事	ヒガシヤマ ミツテル 東山 光輝		無
監事	タケウチ サキ 竹内 紗希		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代の日本社会においては、障害を持つ方々の自立や社会参加を支援する体制の整備が喫緊の課題となっています。障害者の方々が地域の中で安心して暮らし、日常生活および社会生活を営むためには、障害福祉サービスや相談支援、生活介護、就労支援等、多様な支援の充実が求められています。

また、児童福祉の分野においても、共働き世帯の増加や地域社会の希薄化により、放課後や休日の居場所や支援の重要性が高まっています。特に、デイサービスや子ども食堂などを通じて、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えることは、健全な成長と将来の社会参画を支えるうえで不可欠です。

さらに、障害者の方々が自らの力を活かして働き、経済的にも精神的にも自立できるよう、インターネットを活用した物品販売などの就労支援の場を提供することも、現代社会において大きな意義を持つと考えます。また、グループホームの運営を通じて、家庭的で安定した生活環境を提供することで、より質の高い地域生活支援を実現してまいります。

こうした複合的な支援を継続的・安定的に行うためには、法人格を取得し、公的な立場から地域や行政、関係機関との連携を深めつつ、広く市民の皆さまにも参画いただける体制を構築することが不可欠です。

私たちは、特定の思想や信条に偏ることなく、障害のある方や児童を含むすべての人々が、地域で尊厳をもって暮らし、互いに支え合いながら生きていける共生社会の実現を目指して、本法人を設立することといたしました。

以上の趣旨に基づき、地域社会に貢献し、持続可能で多様性に富んだ福祉サービスの展開を進めてまいります。

2 申請に至るまでの経過

私はこれまで、約 2 年間にわたり、精神障がい者の方が入居するグループホームにて夜勤業務に従事し、主に食事や服薬の管理補助などの支援を行ってまいりました。

また、現在勤務している会社では、老人ホームや障害児を対象とした放課後等デイサービスを運営する法人から事務業務を受託しております。こうした業務を通じて、福祉の現場に継続的に関わってきました。

今後は、これまでの経験を活かし、より広い範囲で地域の方々と交流を深めながら、障がいや高齢に対する理解の輪を広げていけるよう努めてまいりたいと考えております。

令和 7 年 8 月 25 日

特定非営利活動法人 Lani

設立代表者

氏 名

磯田 有美

(

(

特定非営利活動法人 Lani

令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、障がい者・子ども・高齢者が地域において自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、日常生活および社会生活における支援を着実に実施していきます。

そのために、障害者支援や訪問介護などの福祉サービスを中心とした事業を計画的に展開し、生活上の困難や就労機会の不足といった課題の改善に取り組みます。

全ての人々が安心して暮らせる地域づくりに寄与できるよう、利用者一人ひとりの状況に寄り添った支援の実施に努めます。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予定 人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・生活介護 ・就労継続支援 A 型・B 型 ・共同生活援助（グループホームでの生活支援）	(A) 毎日 (B) 障害者支援施設（具体的な場所は未定） (C) 2 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 10 人	5,000
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	・移動支援（外出困難な障害者への通院・買物等の支援）	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の自宅及び移動先 (C) 2 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 50 人	1,500

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	・一般相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスを行う）	(A) 相談が必要となったとき (B) 一般相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C) 1 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 5 人	1, 150
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	・特定相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスを行う）	(A) 相談が必要となったとき (B) 特定相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C) 1 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 5 人	1, 150
(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・放課後等デイサービス	(A) 平日 (B) 名古屋市名東区高柳町 104 番地 1F 放課後等デイサービスあいらんど (C) 1 人	(D) 支援を必要とする障害児 (E) 5 人	3, 500
(6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・障害児相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスを行う）	(A) 相談が必要となった時 (B) 障害児相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C) 1 人	(D) 支援を必要とする障害児 (E) 10 人	2, 300

(7) 介護保険法に基づく 居宅サービス事業	・訪問介護 ・訪問看護	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の自宅 (C) 2人	(D) 支援を必要とする高齢者 (E) 10人	5,000
(8) 介護保険法に基づく 介護予防サービス事業	・初年度のため準備期間	-	-	-
(9) 介護保険法に基づく 地域密着型サービス事業	・初年度のため準備期間	-	-	-
(10) 介護保険法に基づく 介護予防・日常生活支援総合事業	・初年度のため準備期間	-	-	-
(11) 子ども食堂運営事業	・地域の子どもを対象に 無料又は低価格で食事を提供する	(A) 土日祝日 (B) 名古屋市名東区高柳町104番地1F 放課後等デイサービスあいらんど併設 (C) 1人	(D) 地域の子ども (E) 300人	500

特定非営利活動法人 Lani

令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、初年度に開始した訪問介護等の福祉サービスを基盤として、引き続き障がい者・子ども・高齢者が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。

2 年度目は、サービスの質の向上および支援対象の拡充を目標とし、職員の研修強化や関係機関との連携強化に努めるとともに、地域ニーズに応じた柔軟な支援の提供体制を整備してまいります。

また、利用者本人やその家族との信頼関係をより深め、長期的に寄り添う支援を通じて、すべての人が尊厳をもって暮らせる地域社会の実現に貢献していきます。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予定 人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・生活介護 ・就労継続支援 A 型・B 型 ・共同生活援助（グループホームでの生活支援）	(A) 毎日 (B) 障害者支援施設（具体的な場所は未定） (C) 4 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 20 人	10,000
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	・移動支援（外出困難な障害者への通院・買物等の支援）	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の自宅及び移動先 (C) 4 人	(D) 支援を必要とする障害者 (E) 100 人	3,000

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	・一般相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスをを行う）	(A)相談が必要となったとき (B)一般相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C)1人	(D)支援を必要とする障害者 (E)10人	2,300
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	・特定相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスをを行う）	(A)相談が必要となったとき (B)特定相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C)1人	(D)支援を必要とする障害者 (E)10人	2,300
(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・放課後等デイサービス	(A)平日 (B)名古屋市名東区高柳町104番地 1F 放課後等デイサービスあいらんど (C)2人	(D)支援を必要とする障害児 (E)10人	7,000
(6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・障害児相談支援（相談に応じて、必要な情報提供及びアドバイスをを行う）	(A)相談が必要となった時 (B)障害児相談支援事業所（具体的な場所は未定） (C)1人	(D)支援を必要とする障害児 (E)20人	4,600

(7) 介護保険法に基づく 居宅サービス事業	・訪問介護 ・訪問看護	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の 自宅 (C) 4 人	(D) 支援を必要とする高齢者 (E) 20 人	10,000
(8) 介護保険法に基づく 介護予防サービス事業	・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問看護	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の 自宅 (C) 2 人	(D) 支援を必要とする高齢者 (E) 10 人	5,000
(9) 介護保険法に基づく 地域密着型サービス事業	・定期巡回・臨時対応型 訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の 自宅 (C) 2 人	(D) 支援を必要とする高齢者 (E) 10 人	5,000
(10) 介護保険法に基づく 介護予防・日常生活支援総合事業	・予防専門型訪問サービス ・生活支援型訪問サービス	(A) 支援が必要となった時 (B) 市内受益者の 自宅 (C) 2 人	(D) 支援を必要とする高齢者 (E) 10 人	5,000
(11) 子ども食堂運営事業	・地域の子どもを対象に 無料又は低価格で食事 を提供する	(A) 土日祝日 (B) 名古屋市名東区高柳町 104 番地 1F 放課後等デイサービスあいらんど (C) 1 人	(D) 地域の子ども (E) 600 人	1,000

活動予算書

法人成立の日から 令和8年10月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	55,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	0	110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	6,000,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	2,000,000		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	1,500,000		
④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	1,500,000		
⑤児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	4,000,000		
⑥児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	3,000,000		
⑦介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	6,000,000		
⑧介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	0		
⑨介護保険法に基づく地域密着型サービス事業収益	0		
⑩介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業収益	0		
⑪子ども食堂運営事業収益	550,000	24,550,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			25,660,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	15,000,000		
法定福利費	2,000,000		
人件費計	17,000,000		
(2)その他経費			
諸謝金	300,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	200,000		
旅費交通費	1,000,000		
通信運搬費	500,000		
賃借料	1,000,000		
その他経費計	3,100,000		
事業費計		20,100,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,000,000		
法定福利費	400,000		
人件費計	2,400,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	300,000		
賃借料	200,000		
保険料	100,000		
租税公課	40,000		
雑費	0		
その他経費計	860,000		
管理費計		3,260,000	
経常費用計			23,360,000
当期正味財産増減額			2,300,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,300,000

活動予算書

令和8年11月1日 から 令和9年10月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	4,000		
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	4,000	63,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	12,000,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	4,000,000		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	2,500,000		
④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	2,500,000		
⑤児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	8,000,000		
⑥児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	5,000,000		
⑦介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	12,000,000		
⑧介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	6,000,000		
⑨介護保険法に基づく地域密着型サービス事業収益	6,000,000		
⑩介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業収益	6,000,000		
⑪子ども食堂運営事業収益	1,200,000	65,200,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			65,263,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	43,000,000		
法定福利費	6,000,000		
人件費計	49,000,000		
(2)その他経費			
諸謝金	600,000		
印刷製本費	200,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	2,000,000		
通信運搬費	1,000,000		
賃借料	2,000,000		
その他経費計	6,200,000		
事業費計		55,200,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	1,000,000		
給料手当	2,000,000		
法定福利費	400,000		
人件費計	3,400,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	300,000		
賃借料	300,000		
保険料	100,000		
租税公課	50,000		
雑費	40,000		
その他経費計	990,000		
管理費計		4,390,000	
経常費用計			59,590,000
当期正味財産増減額			5,673,000
前期繰越正味財産額			2,300,000
次期繰越正味財産額			7,973,000